

(被 仕 向 店 用)

委託国庫送金事務取扱手続

日本銀行業務局

委託国庫送金事務取扱手続（被仕向店用）の使用にあたって

1. 委託国庫送金事務取扱手続の構成等

（1）構成

イ. はじめに

委託国庫送金事務取扱上の基本的な事項を記載している。

ロ. 仕向店の事務

仕向店の事務は記載を省略している。

ハ. 被仕向店の事務

被仕向店の事務を取扱手順にしたがい記載している。

（2）記載区分等

イ. 左右ページの記載区分

原則として、次表の区分にしたがい記載している。

左のページ	右のページ
<ul style="list-style-type: none">・ 基本的事項・ 標準的事項	<ul style="list-style-type: none">・ 注意事項・ 計表の作成例等・ 参考図表 <p>〔書類名称について は適宜略称を使用〕</p>

- 左ページと右ページとの関連づけは、各ページごとに付けた①②……の連続番号によつてある。

口. 書式、参考書式の区分

次表の区分にしたがい記載している。

書式	参考書式
<ul style="list-style-type: none">取扱店が作成するもの (各事務に記載)	<ul style="list-style-type: none">官庁等が作成するもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"><p>この取扱手続の末 尾に収録。主なも のは各事務に例示</p></div>

ハ. 事務のつなぎ方

次のようなつなぎ方をしている。

〔例〕「被仕向店の事務」の中でつなぐ場合

国庫金送金通知書は、後記4.「証票等の整理保管」(委206ページの(1))～

2. 委託国庫送金事務取扱手続に収録していない事務の取扱い

この手続に収録していない事務については、すべて日本銀行の本支店に照会のうえ、その指示にしたがって取扱うことにしている。

委託国庫送金事務取扱手続

昭和 56. 12. 28 国丙第 92 号
以下累次改正
(2025. 11. 28 業庫第54号まで反映済)

目 次

	ページ
○ はじめに	委 4
1. この手続の適用	4
2. 委託国庫送金の取扱区分	4
○ 仕向店の事務 (略)	
○ 被仕向店の事務	172
1. 銀行払の送金案内の受付	172
(1) 送金案内の書類の確認	172
(2) 送金案内の書類の保管	174
2. 銀行払の支払い	176
(1) 国庫金送金通知書の確認	176
(2) 国庫金送金通知書と送金案内の書類との照合	180
(3) 支払請求者の確認	182
(4) 国庫金送金通知書金額の支払い等	182
3. 銀行払のその他の取扱い	184
(1) 送金案内が到着していない場合	184
(2) 国庫金送金通知書の金額その他の記載事項が送金案内の書類 (国庫金送金 案内書を除く) と一致していない場合	186
(3) 受取人から国庫金送金通知書を亡失またはき損した旨の申出を受けた場合	188

(4) 支払停止の通知を受けた場合	委 190
イ. 未払いの場合	190
ロ. 支払済の場合	192
(5) 国庫金送金通知書の再発行通知を受けた場合	194
(6) 送金取消の通知を受けた場合	196
イ. 未払いの場合	196
ロ. 支払済の場合	198
(7) 通知書日付から1年を過ぎた送金案内の書類がある場合	200
(8) 発行日から1年を過ぎた国庫金送金通知書により支払いの請求を受けた場合	202
(9) 送金案内の訂正（金額訂正、支払場所変更を除く）通知を受けた場合	204
4. 証票等の整理保管	206
(1) 整理方法、保管期間	206
(2) 保管方法	206

はじめに

1. この手続の適用

日本銀行の本支店または代理店から依頼を受けた国庫金の送金および振込（以下「委託国庫送金」という）に関する事務を取扱う金融機関の店舗（以下「取扱店」という）は、別に定めがある場合^①を除き、この手続によりその事務を取扱う。

2. 委託国庫送金の取扱区分

委託国庫送金は、銀行払^②、当座振込^③および外国送金^④に区分して取扱う。

仕向店の事務

(略)

① この手続のほか、別に定めがあるもの

- ・ 国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先金融機関用）
- ・ 全銀システムにより受信した振込明細データ等による振込事務取扱要領
- ・ 日本銀行の本支店から送付された事務取扱いに関する通知類

② 銀行払とは、国内の銀行等の店舗を被仕向店とする受取人への送金をいう。

③ 当座振込とは、国内の金融機関の店舗にある受取人の預貯金口座への振込をいう。

④ 外国送金とは、外国にある金融機関の店舗を被仕向店とする受取人への送金または同店舗にある受取人の預貯金口座への振込をいう。

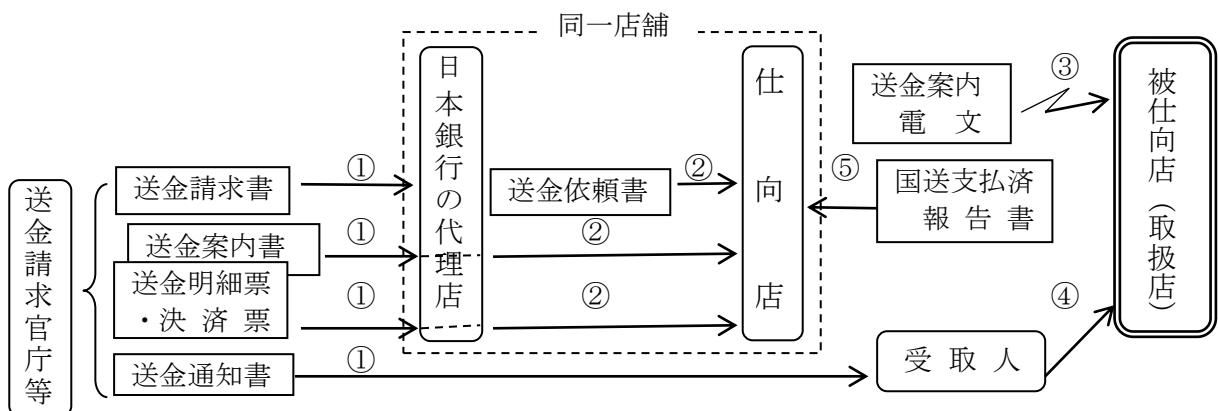
1. 銀行払の送金案内の受付^①

仕向店から、送金案内を受けたときは、次の取扱いをする。

(1) 送金案内の書類の確認

- 被仕向店名が自店となっていること。
- 送金案内が次の方法によるものであること。
 - ・ 仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法^②
 - ・ 仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則所定の方法^③

① (参考) 国庫金送金関係書類の流れー仕向店が他行店舗の場合ー



② (参考) 1. 仕向店 (自行店舗) から国庫金送金案内書 (参考書式第3号) の送付を受けるか、
自行の行内オンラインシステム等により送金案内を受けることになる。

2. 【送金案内の記載例】ー国庫金送金案内書の送付を受けた場合ー

国 庫 金 送 金 案 内 書					
通知書日付 令和5年12月22日					
(略)	払渡店名	OO 銀行 △△ 店 郵便局	(日付) 5. 12. 22 (店所属) ○○銀行 ○○店 郵便局	金額	¥ 5000
OO市OO町OO 立川正男			番号	8011	(日付)
(注意) 支払の際は、本人確認をして下さい。					

③ (参考) 【送金案内の記載例】ー仕向店が他行店舗の場合ー

宛先符号・通過番号					
取扱日 20031222	通信種目 コード 2154	付加 コード 000	受信銀行・店 ヘセイ トウキョウ	自由欄	被仕向店名
金額 000000000250000	発信銀行・店 シヨウ ホンダ			自由欄	仕向店
銀行間手数料	番号 2724	EDI情報		自由欄	
受取人 セイイ 仔ゆ					
依頼人					
備考					
備考 セイハセイ 仔ハセイ					
発信番号	照会番号	センター処理時分-処理番号	送金〔国庫金〕の通 信種目コード		

(2) 送金案内の書類の保管

- 送金案内の書類は、受取人から国庫金送金通知書^①（参考書式第12号）により支払いの請求（委176ページの2.）を受けるまで保管^②する。

① 国庫金送金通知書の記載例は、委 177 ページの①参照。

② (参考) 保管中に、送金案内の書類に記載されている通知書日付^(注1)から 1 年^(注2)を過ぎた場合は、「通知書日付から 1 年を過ぎた送金案内の書類がある場合」(委 200 ページの(7)) の取扱いをすることになる。

(注1) • 国庫金送金案内書の場合……国庫金送金案内書に記載されている通知書日付。
• 自行の行内オンラインシステム等または内国為替取扱規則所定のテレ為替の場合……送金案内の書類に記載されている取扱日付(備考欄に、例えば「12-25 アツカイ」と記載がある場合は、その日付)。

(注2) 1 年の支払期間満了日(支払うことができる最終日)の算定例は、委 177 の 3 ページの③1. 参照。

2. 銀行払の支払い

窓口で国庫金送金通知書により支払いの請求を受けたときは、次の取扱いをする。

(1) 国庫金送金通知書^①の確認

- 払渡店名が自店となっていること。

- 発行者の資格、官職、氏名^(注)が記載されていること。

(注) センター支出官^②が発行した国庫金送金通知書（参考書式第12号（1））
および指定歳入歳出外現金出納官吏^②または特別調達資金会計官等^②が発行
した国庫金送金通知書（同第12号（2））には、氏名は記載されない。

- 発行日から1年^③を過ぎていないこと。

- 記載事項が整っていること。

- ・ 金額に訂正、改ざんがないか
- ・ 受取人の住所、氏名、番号の記載もれがないか

① 【国庫金送金通知書の記載例】

国庫金送金通知書	
発行日	令和 6 年 12 月 20 日発行
発行者	○○銀行△△店
払渡店名	○○銀行△△店
受取人	△△市○○町○○
住所	△△市○○町○○
氏名	酒井一郎 殿
○裏面の領収証にご記入のうえ窓口へお出し下さい。	
(官署の所在地及び官署名) ○○市○○町○○ ○○省○○課 (資格・官職・氏名) 資金前渡官吏 ○○省○○課長 土田 博	
金額	¥ 250,000
(事由)	
番号	2724
(備考)	
(日付)	

・官署の所在地および官署名の記載が省略されていてもよい。

- ② (参考) 1. センター支出官とは、「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)に定めるセンター支出官をいう。
2. 指定歳入歳出外現金出納官吏とは、「電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令」(平成17年財務省令第5号)に定める財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏をいう。
3. 特別調達資金会計官等とは、「特別調達資金設置令施行令」(昭和26年政令第271号)に定める資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官および資金出納官吏をいう。

③ 1. 1年（支払期間）の満了日（支払うことができる最終日）は、国庫金送金通知書の発行日の翌日（起算日）から起算して、その翌年同月同日（応当日）の前日となる。満了日が休日のときは、翌営業日が満了日となる（民法140、142、143条による）。

【支払期間満了日の算定例】

	国庫金送金通知書の発行日	起 算 日	応 当 日	満 了 日
平年の場合	6. 2. 28	6. 3. 1	7. 3. 1	7. 2. 28
うるう年の場合	8. 2. 28	8. 2. 29	な し	9. 2. 28
	8. 2. 29	8. 3. 1	9. 3. 1	9. 2. 28
翌年がうるう年の場合	7. 2. 28	7. 3. 1	8. 3. 1	8. 2. 29

2. (参考) 発行日から1年を過ぎた国庫金送金通知書については、「発行日から1年を過ぎた国庫金送金通知書により支払いの請求を受けた場合」(委202ページの(8))の取扱いをすることになる。

- 裏面の領収証、委任状の記載が整っていること^①。

区分	書類等の名称	確 認 方 法
受領者が本人の場合	領 收 証	<ul style="list-style-type: none"> 受領者の住所、氏名^(注)が記載されているか 受領者の住所、氏名が、表面に記載されている受取人の住所、氏名と一致^②しているか 受領日が記載されているか
受領者が代理人の場合	領 收 証	<ul style="list-style-type: none"> 受領者の住所、氏名が記載されているか 受領者の氏名が、委任状に記載されている受任者(代理人)の氏名と一致しているか 受領日が記載されているか
	委 ^③ 任 状	<ul style="list-style-type: none"> 委任者の住所、氏名^{(注1)(注2)}が記載されているか 委任者の住所、氏名が、表面に記載されている受取人の住所、氏名と一致^②しているか 委任日が記載されているか

(注1) 地方公共団体、地方公営企業、会社等が受領者または委任者となっている場合は、それぞれの受領権利者の資格、氏名が記載^④されていること。

- 地方公共団体、地方公営企業等の受領権利者は、別表1. (委208ページ) 参照。
- 会社等の受領権利者は、別表2. (委209ページ) 参照。

(注2) 署名(自署)であること。ただし、記名押印がある場合には、受け付けて問題ない。

① 【国庫金送金通知書裏面の領収証、委任状の記載例】

1. 受領者が本人の場合

<p>領 収 証</p> <p>表記の金額を受領しました。</p> <p>令和 6 年 12 月 26 日</p> <p>住所 △△市〇〇町〇〇</p> <p>氏名 酒井一郎</p> <p>□ 収入印紙 要・不要</p>	<p>委 任 状</p> <p>表記の金額の受領方を に 委任しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>
---	---

受領日

受領者

・領収証の収入印紙貼付箇所に「要」と表示がある場合は、収入印紙がはられる。

2. 受領者が代理人の場合

<p>領 収 証</p> <p>表記の金額を受領しました。</p> <p>令和 6 年 12 月 26 日</p> <p>住所 △△市〇〇町〇〇 代理人</p> <p>氏名 土井京子</p> <p>□ 収入印紙 要・不要</p>	<p>委 任 状</p> <p>表記の金額の受領方を に 委任しました。</p> <p>令和 6 年 12 月 25 日</p> <p>住所 △△市〇〇町〇〇</p> <p>氏名 酒井一郎</p>
---	---

受任者（代理人）

委任日

委任者（受取人）

- ② 受領者または委任者の住所が、転居、町名変更、地番変更等の事由により表面の受取人欄に記載されているものと異なるときは、その間の事情を確かめ、適宜事由を付記しておく。
- ③ 受領者が復代理人の場合（国庫金送金通知書が代理人あてとなっているものを、さらにその代理人が受領する場合を含む）は、その選任について本人の承諾書が必要。

④ 【受領者の記載例】－受領者が地方公共団体（県）の場合－

- ・ 1. 2. いずれの記載方法でもよい。
 1. ○○県指定金融機関
株式会社○○銀行○○支店
支店長 内 田 孝
 2. ○○県指定金融機関
○○銀行○○支店

(2) 国庫金送金通知書と送金案内の書類^①との照合

- 国庫金送金通知書の金額その他の記載事項 ^(注) が、送金案内の書類（委 174 ページの（2））と一致^②していること。

（注）その他の記載事項とは、受取人氏名、発行日^③、番号をいう。

- 国庫金送金通知書に「再発行」と記載されている場合は、送金案内の書類に次の事項が記載されていること。

- ・ 国庫金送金通知書の亡失（き損）届受付の旨
 - または
 - 支払停止の旨
 - ・ 国庫金送金通知書の再発行通知受付の旨
- } ④

① (参考) 仕向店から送金案内の書類が到着していない場合は、「送金案内が到着していない場合」(委184ページの(1))の取扱いをすることになる。

② (参考) 一致していない場合は、「国庫金送金通知書の金額その他の記載事項が送金案内の書類(国庫金送金案内書を除く)と一致していない場合」(委186ページ(2))の取扱いをすることになる。

③ 発行日とは、送金案内の書類に記載されている次の日付をいう。

- ・ 国庫金送金案内書の場合……国庫金送金案内書に記載されている通知書日付。
- ・ 自行の行内オンラインシステム等または内国為替取扱規則所定のテレ為替の場合……送金案内の書類に記載されている取扱日付(備考欄に、例えば「12-25 アウイ」と記載がある場合は、その日付)。

④ (注意) 送金案内の書類に亡失(き損)届受付の旨等の記載があるものについては、受取人から当初発行された国庫金送金通知書^(注)により支払いの請求があつても、支払うことができない(仕向店から国庫金送金通知書の再発行通知を受けた後に、「再発行」と記載されている国庫金送金通知書により支払いの請求を受けた場合にのみ支払うことができる)。

(注) 当初発行された国庫金送金通知書は発行者に返送するよう受取人に指示する。

(3) 支払請求者の確認

- 支払請求者が、国庫金送金通知書の領収証欄に記載されている受領者であること^①。

(4) 国庫金送金通知書金額の支払い等

- 国庫金送金通知書金額を支払う。
- 国庫金送金通知書と送金案内の書類とに支払日を記入^②する。
- 次の方法により、国送支払済報告書を作成し、仕向店に送付する。
 - ・ 仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法^③
 - ・ 仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則所定の方法^④

国庫金送金通知書^⑤
送金案内の書類^⑥ } は、後記4.「証票等の整理保管」(委206ペー
ジの(1))へ

① 1. 印鑑証明書、運転免許証、旅券（パスポート）、公的医療保険の資格確認書、個人番号カード、年金手帳、預金通帳等の提示を求める。この場合、次表に掲げる本人確認書類の提示を受けたときは、次表の「番号等」欄に定める各番号等の書き写しや各番号等記載部分のコピーをしないこと。

本人確認書類	番号等
公的医療保険の資格確認書、健康保険日雇特例 被保険者手帳	被保険者等記号・番号等
個人番号カード	個人番号
年金手帳	基礎年金番号
医療券、調剤券、介護券	公費負担者番号および受給者番号

2. (参考) 支払請求者が代理人の場合は、委任状の提出を受けることになる。

② 支払日の記入に代えて自行所定の出納印等を押してもよい。

③ (参考) 支払済の国庫金送金案内書を送付するか、または下記④に準じた取扱いをすることになる。

④ (参考) 次の事項を記入した国送支払済報告書^(注)を作成し、これを仕向店に送付することになる。

- 標題
(国送支払済報告)
 - 支払日
 - 仕向店名
 - 被仕向店名
 - 取組番号
 - 取組日
 - 金額

(注) 送金案内の書類の上部余白にゴム印などで「国送支払済報告」と表示して、支払済報告書に代用してもよいことになっている（内国為替取扱規則）。

【国送支払済報告書の作成例】－送金案内の書類で代用した場合－

国送支払済報告 の表示

国送支払済報告				
宛先符号・通過番号				
取扱日 20031219	通信種目 コード 2154	付加 コード 000	受信銀行・店 ヘイキヨウ	自由欄
金額 000000000250000	発信銀行・店 シヨウホンテン			自由欄
銀行間手数料	番号 2724	E D I 情報		自由欄
受取人 カタヤマ				
依頼人				
備考 カタヤマ				
備考				
発信番号		照会番号	センター処理時分-処理番号	
			15.12.26	

⑤ 自店の伝票として使用しなかったもの。

⑥ 国送支払済報告書等として使用しなかったもの。

3. 銀行払のその他の取扱い

(1) 送金案内が到着していない場合^①

- 次の方法により、送金案内の未着について仕向店に照会し、送金案内を受ける。
 - ・ 仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法^②
 - ・ 仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則所定の方法^③

送金案内の書類は、前記 1. (1) 「送金案内の書類の確認」(委 172 ページ)^④へ

【再製分の国庫金送金案内書の記載例】

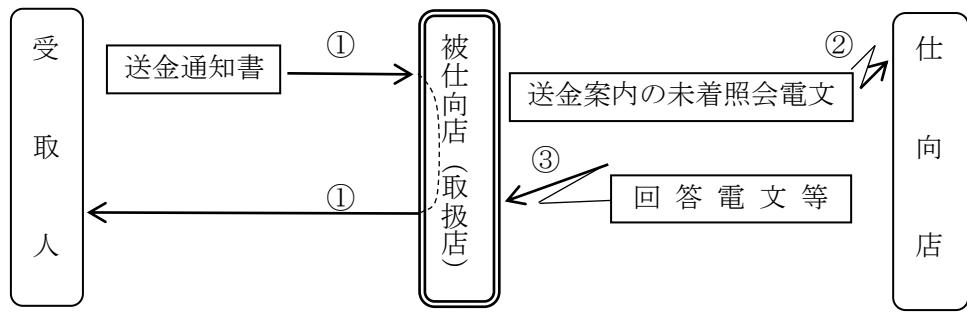
—仕向店が自行店舗の場合—

(書式第2号)

国 庫 金 送 金 案 内 書	
通知書日付 令和6年12月16日	
(略)	○○ 銀行 △△ 店
払渡店名	△△市○○町○○
(受取人住所氏名)	土田春子
(注意) 支払の際は、本人確認をして下さい。	
再製 6年12月26日 (日付) 6. 12. 16	
○○銀行○○店	
金額	¥ 380000
番号	3039
備考	(日付)

再製の旨、
処理日

① (参考) 送金案内の未着照会電文等の流れー仕向店が他行店舗の場合ー



② 国庫金送金案内書の送付を受けている場合で、再製分の送金案内書が当初の送金案内書と前後して到着したときは、いずれか一方の送金案内書により支払ってよい。

この場合、不用となった送金案内書は、余白に不用の旨および取扱店名を記入して取扱店の印を押し、これを仕向店に返送する。

③ (参考) 内国為替取扱規則所定のテレ為替により、未着照会の電文を発信することになる。

【未着照会の電文例】ー仕向店が他行店舗の場合ー

取扱日 20031219	通信種目 コード 8101	付加 コード 000	受信銀行・店 ヘセイ ホンテン	自由欄
金額	発信銀行・店 ショウワ トウキョウ			自由欄
銀行間手数料	番号	ED 1 情報		自由欄
受取人 カキ ミヤケニツキンラハ、コウ				
依頼人 12-12 コクソウ 1237 ¥120,000.				
備 考 ウケトリニン タカヤマ ジ、ロウ				
備 考				

④ (参考) 受取人から国庫金送金通知書により支払いの請求を受けるまで、他の送金案内の書類とともに保管することになる。

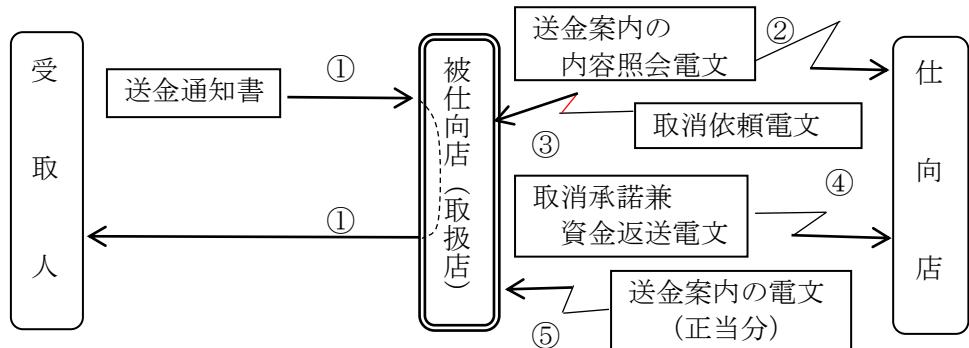
(2) 国庫金送金通知書の金額その他の記載事項が送金案内の書類（国庫金送金案内書を除く^①）と一致していない場合

区分	取 扱 方 法
② 金 額 が 一 致 し て い な い 場 合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の方法により、仕向店に照会し、正当分の送金案内を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法 ・ 仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則所定の方法^③ ○ 当初の送金案内の書類に金額相違の旨および処理日を記入する。 <p>正当分の送金案内の書類は、前記1. (1)「送金案内の書類の確認」 (委 172 ページ^④) へ</p> <p>当初の送金案内の書類は、後記4. 「証票等の整理保管」(委 206 ページの (1)) へ</p>
金 額 以 外 の 記 載 事 項 が 一 致 し て い な い 場 合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の方法により、不一致の事項について仕向店に照会し、送金案内の訂正の通知を受ける^(注)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法 ・ 仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則所定の方法 ○ 送金案内の訂正の通知により、該当の送金案内の書類を訂正し、送金案内の書類に訂正の旨および訂正日を記入^⑤する。 ○ 訂正通知書がある場合は、これに処理済の旨および処理日を記入する。 <p>訂正通知書は、後記4. 「証票等の整理保管」(委 206 ページの (1)) へ</p>

(注) 仕向店から送金案内に誤りがない旨の通知を受けた場合は、受取人に国庫金送金通知書の発行者にその旨申出をするよう指示する。

① 国庫金送金通知書と国庫金送金案内書の記載事項が一致していない場合は、受取人に国庫金送金通知書の発行者にその旨申出をするよう指示する。

② (参考) 送金案内の内容照会電文等の流れー仕向店が他行店舗の場合ー



③ (参考) 内国為替取扱規則所定のテレ為替により、照会の電文等を発信し、正当分の送金案内を受けることになる。

【照会の電文例】ー仕向店が他行店舗の場合ー

取扱日 20040402	通信種目 コード 8101	付加 コード 000	受信銀行・店 ハイセイ ホンテン	自由欄
金額	発信銀行・店 ショウワ トウキョウ			自由欄
銀行間手数料	番号	ED I 情報		自由欄
受取人				
カキシカクツウニツキシラベコウ				
依頼人				
03-26 コクソウ 1291 ¥200,000.				
備考				
ウケトリニン ヤマダサブロウ				
備考				
ツウチヨキンガク ¥201,000.				
照会番号		自由欄		

④ (参考) 受取人から国庫金送金通知書により支払いの請求を受けるまで、他の送金案内の書類とともに保管することになる。

⑤ (参考) 【送金案内の書類の訂正方法および訂正の旨等の記入例】

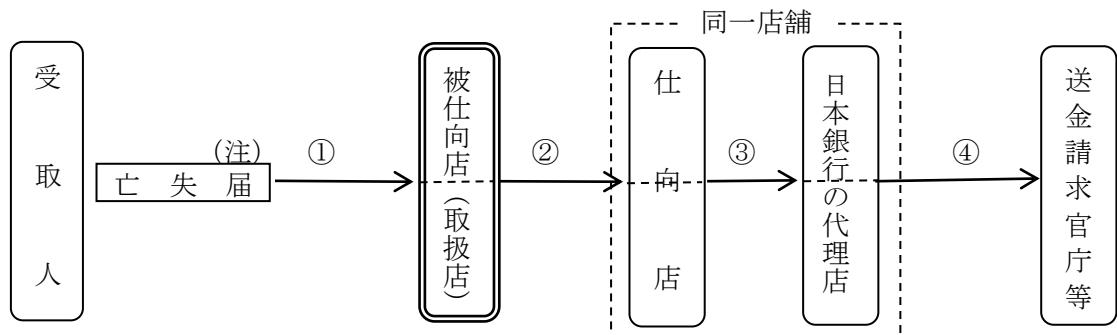
ー仕向店が他行店舗で受取人名を訂正する場合ー				
取扱日 20040315	通信種目 コード 2154	付加 コード 000	受信銀行・店 ハイセイ トウキョウ	自由欄
金額 000000000150000	発信銀行・店 ショウワ ホンテン			自由欄
銀行間手数料	番号 121	ED I 情報		自由欄
受取人 カキシカクツウニツキシラベ				訂正方法
依頼人				
備考	訂正 16.5.12			訂正の旨、訂正日
備考 ヨウハヒカリ				

(3) 受取人から国庫金送金通知書を亡失またはき損した旨の申出を受けた場合

- 受取人から国庫金送金通知書亡失（き損）届^①（以下「亡失届」という）の提出を受ける。
- 亡失届の記載事項が整っていることを確かめる。
 - ・ 届出入（受取人）の記名があるか
 - ・ 金額、番号等の記載事項が未払いの送金案内の書類と一致しているか
- 送金案内の書類に亡失（き損）届受付の旨および受付日を記入^②し、支払いを停止する^③。
- 亡失届に次の事項を記入し、これを仕向店に送付する。
 - ・ 未払いの旨
 - ・ 証明日
 - ・ 取扱店名

} ①
- 支払いを停止した送金案内の書類は、仕向店から国庫金送金通知書の再発行通知（委194ページの（5））を受けるまで保管する。

① 1. (参考) 亡失届の流れー仕向店が他行店舗の場合ー



(注) 受取人が国庫金送金通知書を亡失（またはき損）した場合に、被仕向店に対しその旨届出る書類。

なお、送金請求官庁等は被仕向店等の未払証明を確かめたうえ国庫金送金通知書を再発行することになる
(委195ページの①参照)。

2. 【亡失届の記載例および未払いの旨等の記入例】

(注) 国庫金送金通知書亡失（き損）届	
金額	121,000円
発行官庁名	○○省○○課
送金通知書日付	6. 12. 9
送金通知書番号	1215
払渡店名	○○銀行△△店

上記送金通知書を亡失（き損）しましたから
お届けします。

(日付) 6. 12. 27
受取人住所 △△市○○町○○
氏名 金田 四郎 印

○○省○○課 御中

上記送金は未払いであることを証明します。

(証明日付) 6. 12. 27
(被仕向店) ○○銀行△△支店
(証明日付)
(仕向店)
(受付日付)

(送金請求銀行名) 日本銀行 店

(様式、規格等は適宜)

- 未払いの旨、
証明日
- 取扱店名

(注) き損届の場合は、き損した国庫金送金通知書を添付する。

② 送金案内の書類への亡失届受付の旨および受付日の記入例は、委195ページの② 1. 参照。

③ (注意) 支払停止後は、届出人（受取人）から当初発行された国庫金送金通知書^(注)により支払いの請求があつても、支払うことができない（仕向店から国庫金送金通知書の再発行通知を受けた後に、「再発行」と記載されている国庫金送金通知書により支払いの請求を受けた場合にのみ支払うことができる）。

(注) 当初発行された国庫金送金通知書は発行者に返送するよう受取人に指示する。

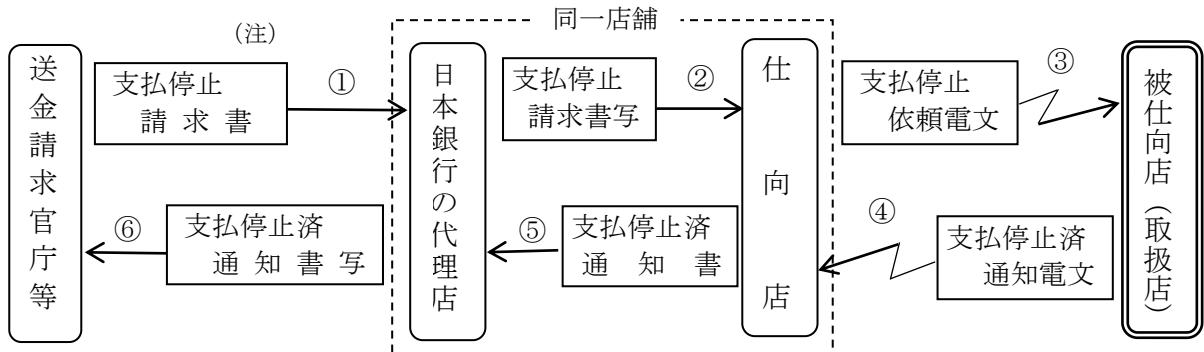
(4) 支払停止の通知^①を受けた場合

イ. 未払いの場合

- 該当の送金案内の書類に支払停止の旨および支払停止日を記入^②し、支払いを停止する^③。
- 次の方法により、仕向店に支払停止済の通知をする。
 - ・ 仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法
 - ・ 仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則所定の方法^④
- 支払いを停止した送金案内の書類は、仕向店から国庫金送金通知書の再発行通知（委 194 ページの（5））を受けるまで保管する。
- 支払停止通知書がある場合は、これに処理済の旨および処理日を記入する。

支払停止通知書は、後記4.「証票等の整理保管」（委 206 ページの（1））へ

① (参考) 支払停止関係書類の流れー仕向店が他行店舗で未払いの場合ー



(注) 送金請求官庁等が受取人に送付した国庫金送金通知書が未着の場合に、取引店（日本銀行の本支店・代理店）に提出する書類。

なお、送金請求官庁等は、その送金が支払停止されたことを確めたうえ、国庫金送金通知書を再発行することになる（委195ページの①参照）。

② 送金案内の書類への支払停止の旨および支払停止日の記入例は、委195ページの②参照。

③ (注意) 支払停止後は、受取人から当初発行された国庫金送金通知書^(注)により支払いの請求があつても、支払うことができない（仕向店から国庫金送金通知書の再発行通知を受付けた後に、「再発行」と記載されている国庫金送金通知書により支払いの請求を受けた場合にのみ支払うことができる）。

(注) 当初発行された国庫金送金通知書は発行者に返送するよう受取人に指示する。

④ (参考) 内国為替取扱規則所定のテレ為替により、支払停止済通知の電文を発信することになる。

【支払停止済通知の電文例】ー仕向店が他行店舗の場合ー

宛先符号・通過番号				
取扱日 20040402	通信種目 コード 8104	付加 コード 000	受信銀行・店 ヘセイ ホンテン	自由欄
金額	発信銀行・店 ショウ トキヨ			自由欄
銀行間手数料	番号	ED 1 情報		自由欄
受取人 カキ シハライ テイズミ	依頼人 キテン 03-24 コクソウ 4245 ¥20,000.	備 考 カケトリニン ナカノ ゴロウ		
発信番号	照会番号	自由欄		

□. 支払済の場合

- 次の方法により、仕向店に支払済の通知をする。
 - ・ 仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法
 - ・ 仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則所定の方法^①
- 支払停止通知書がある場合は、これに処理済の旨および処理日を記入する。

支払停止通知書は、後記 4. 「証票等の整理保管」（委 206 ページの（1））～

①(参考) 内国為替取扱規則所定のテレ為替により、支払済通知の電文を発信することになる。

【支払済通知の電文例】－仕向店が他行店舗の場合－

宛先符号・通過番号				
取扱日 20031226	通信種目 コード 8104	付加 コード 000	受信銀行・店 ペセイ ホンテン	自由欄
金額	発信銀行・店 ショウ トウキヨ			自由欄
銀行間手数料	番号	EDTI情報		自由欄
受取人 カキ シハライズミ シハライズ 12-22				
依頼人 キテン 12-02 コクソウ 1253 ¥150,000.				
備考 ウケトリニン アサイ ロクロウ				
備考				
発信番号	照会番号	自由欄		

(5) 国庫金送金通知書の再発行通知^①を受けた場合

- 亡失（き損）届受付の旨または支払停止の旨が記載されている送金案内の書類に次の事項を記入し、支払停止を解除する。

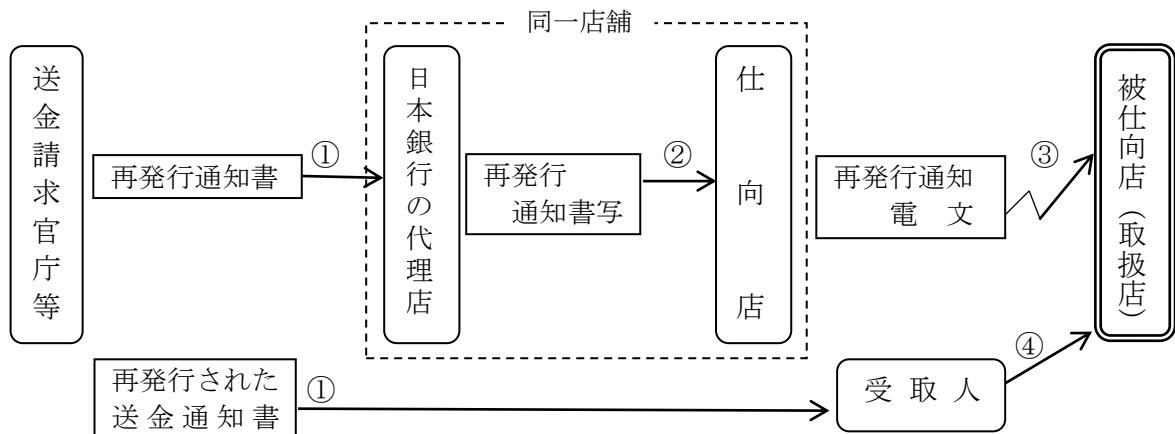
- 国庫金送金通知書の再発行通知受付の旨
 - 受付日
- } ②

- 国庫金送金通知書の再発行通知書がある場合は、これに処理済の旨および処理日を記入する。

国庫金送金通知書の再発行通知書は、後記4.「証票等の整理保管」(委206ページの(1))

～

① (参考) 再発行通知関係書類の流れー仕向店が他行店舗の場合ー



② 1. 【送金案内の書類への再発行通知受付の旨等の記入例】

ー仕向店が他行店舗の場合ー

宛先符号・通過番号				
取扱日 20040507	通信種目 コード 2154	付加 コード 000	受信銀行・店 ペセイ トウキョウ	自由欄
金額 000000000030000	発信銀行・店 ショウ ホンテン			自由欄
銀行間手数料 421	番号 421	EDI情報		自由欄
受取人 オカリ シロウ	依頼人			
備考 亡失届 16.6.4		再発行 16.6.11		再発行通知受付の 旨、受付日
備考				
発信番号	照会番号	センター処理時分ー処理番号		

- ・亡失届受付の旨、受付日
- ・支払停止の場合……支払停止 16. 4. 2
- ・取消の場合…………取消 16. 12. 24

2. (参考) 国庫金送金通知書の再発行通知受付後は、「再発行」と記載されている国庫金送金通知書により支払いの請求を受けた場合にのみ支払うことができる。

(6) 送金取消の通知^①を受けた場合

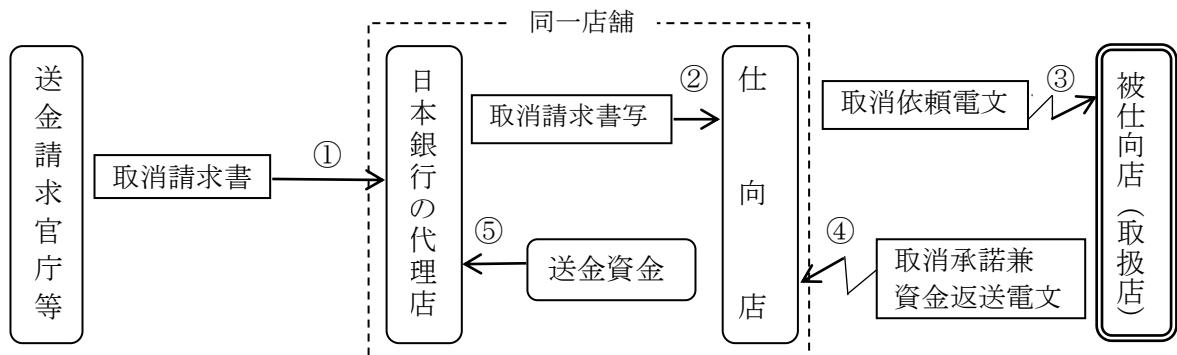
イ. 未払いの場合

- 該当の送金案内の書類に取消の旨および取消日を記入^②する。
- 次の方法により、仕向店に送金取消済の通知をする。
 - ・ 仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法^③
 - ・ 仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則所定の方法^④
- 送金取消通知書がある場合は、これに処理済の旨および処理日を記入する。

送金取消通知書
送金案内の書類^⑤

} は、後記4.「証票等の整理保管」(委206ページ
の(1))へ

① (参考) 取消関係書類等の流れー仕向店が他行店舗で未払いの場合ー



② 送金案内の書類への取消の旨および取消日の記入例は、委 195 ページの② 1. 参照。

③ (参考) 1. 取消済の国庫金送金案内書を返送するか、または自行の行内オンラインシステム等により送金取消済の通知をすることになる。

2. 自店に送金資金がある場合は、これを仕向店に返れいすることになる。

④ (参考) 内国為替取扱規則所定のテレ為替により、取消承諾兼資金返送の電文を発信することになる。

【取消承諾兼資金返送の電文例】ー仕向店が他行店舗の場合ー

宛先符号・通過番号				
取扱日 20031224	通信種目 コード 4301	付加 コード 000	受信銀行・店 ペハイ ホンテン	自由欄
金額 000000000110000	発信銀行・店 ショウ トウキョウ			自由欄
銀行間手数料	番号	E D I 情報		自由欄
受取人 1265 仔カワ キヌコ				
依頼人				
備 考 キテ 12-22 コクソウ トリケシライブン				
備 考				
発信番号	照会番号	自由欄		

⑤ 送金取消済の通知等に使用しなかったもの。

口. 支払済の場合

- 次の方法により、仕向店に支払済の通知をする。
 - ・ 仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法
 - ・ 仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則所定の方法^①
- 送金取消通知書がある場合は、これに処理済の旨および処理日を記入する。

送金取消通知書は、後記4.「証票等の整理保管」(委206ページの(1))～

①(参考) 内国為替取扱規則所定のテレ為替により、支払済通知の電文を発信することになる。

【支払済通知の電文例】一仕向店が他行店舗の場合

宛先符号・通過番号				
取扱日 20031226	通信種目 コード 8104	付加 コード 000	受信銀行・店 ペセイ ホンテン	自由欄
金額	発信銀行・店 ショウ トウキヨ			自由欄
銀行間手数料	番号	EDTI情報		自由欄
受取人 カキ シハライズミ シハライズ 12-17				
依頼人 キテン 12-12 コクソウ 1411 ¥210,000.				
備考 ウケトリニン イノウエ ヒロシ				
備考				
発信番号	照会番号	自由欄		

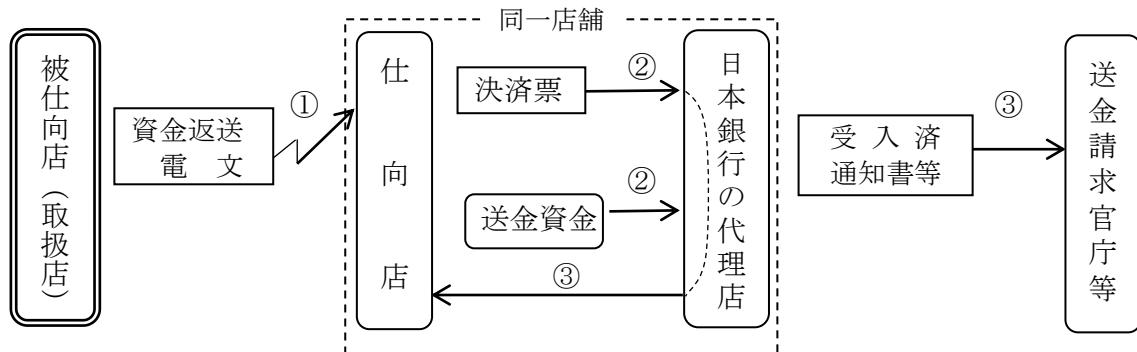
(7) 通知書日付^①から1年を過ぎた送金案内の書類がある場合^②

- 通知書日付から1年を過ぎた送金案内の書類に支払期限経過の旨を記入する。
- 次の方法により、仕向店に支払期限経過の通知をする。
 - ・ 仕向店が自行店舗の場合……自行所定の方法^③
 - ・ 仕向店が他行店舗の場合……内国為替取扱規則所定の方法^④

送金案内の書類^⑤は、後記4.「証票等の整理保管」(委206ページの(1))へ

- ① 通知書日付とは、送金案内の書類に記載されている次の日付をいう。
- ・ 国庫金送金案内書の場合……国庫金送金案内書に記載されている通知書日付。
 - ・ 自行の行内オンラインシステム等または内国為替取扱規則所定のテレ為替の場合……送金案内の書類に記載されている取扱日付（備考欄に、例えば「12-25 アツカイ」と記載がある場合は、その日付）。

② 1. (参考) 支払期限経過関係書類等の流れー仕向店が他行店舗の場合ー



2. 1年（支払期間）の満了日（支払うことができる最終日）は、通知書日付（国庫金送金通知書の発行日）の翌日（起算日）から起算して、その翌年同月同日（応当日）の前日となる。満了日が休日のときは、翌営業日が満了日となる（民法140、142、143条による）（「支払期間満了日の算定例」は、委203ページの①参照）。

- ③ (参考) 1. 支払期限を経過した国庫金送金案内書を返送するか、または自行の行内オンラインシステム等により支払期限経過の通知をすることになる。
2. 自店に送金資金がある場合は、これを仕向店に返れいすることになる。

④ (参考) 内国為替取扱規則所定のテレ為替により、資金返送の電文を発信することになる。

【資金返送の電文例】ー仕向店が他行店舗の場合ー

宛先符号・通過番号					
取扱日 20031222	通信種目 コード 4301	付加 コード 000	受信銀行・店 ヘイセイ ホンテン		自由欄
金額 0000000000002150	発信銀行・店 シヨウトウキヨウ				自由欄
銀行間手数料	番号	EDI情報		自由欄	
受取人 1521 サイトウ ハチロウ					
依頼人					
備考 14-12-20 ヨクツウ オグシケイハツウ					

- ⑤ 支払期限経過通知書等として使用しなかったもの。

(8) 発行日から1年^①を過ぎた国庫金送金通知書により支払いの請求を受けた場合

- 支払いの請求を受けた国庫金送金通知書の表面余白に次の事項を記入し、これを支払請求者に返す^②。
- ・ 支払期限経過の旨
 - ・ 支払請求日
 - ・ 取扱店名
- } ③

① 1年（支払期間）の満了日（支払うことができる最終日）は、国庫金送金通知書の発行日の翌日（起算日）から起算して、その翌年同月同日（応当日）の前日となる。満了日が休日のときは、翌営業日が満了日となる（民法140、142、143条による）。

【支払期間満了日の算定例】

	国庫金送金通知書の発行日	起算日	応当日	満了日
平年の場合	6. 2. 28	6. 3. 1	7. 3. 1	7. 2. 28
うるう年の場合	8. 2. 28	8. 2. 29	なし	9. 2. 28
	8. 2. 29	8. 3. 1	9. 3. 1	9. 2. 28
翌年がうるう年の場合	7. 2. 28	7. 3. 1	8. 3. 1	8. 2. 29

②（参考）受取人は、国庫金送金通知書の発行者に対し、償還の請求ができる。

③ 【国庫金送金通知書への支払期限経過の旨等の記入例】

国庫金送金通知書 令和5年12月20日 発行		(官署の所在地及び官署名) ○○市○○町○○ ○○労働局 (資格・官職・氏名) 支出官 ○○労働局長 井上昭造	
○○銀行 △△ 店 〒XXXX-XXXX △△市○○町○○ 斎藤八郎 殿		金額 ￥2150	(事由)
		番号 1521	(日付) 支払期限経過 6.12.26 ○○銀行 △△店
○裏面の領収証にご記入のうえ窓口へお出し下さい。			

支払期限経過の旨、支払請求日

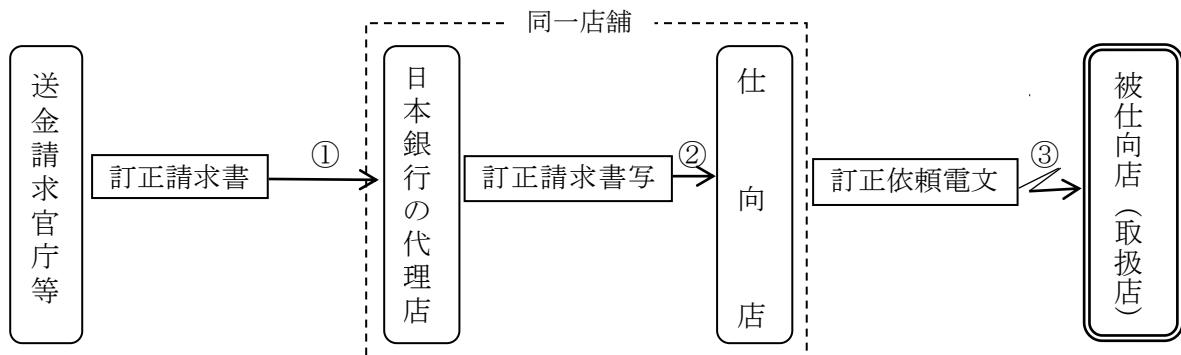
取扱店名

(9) 送金案内の訂正（金額訂正、支払場所変更を除く）通知^①を受けた場合

- 送金案内の訂正通知により、該当の送金案内の書類を訂正し、送金案内の書類に訂正の旨および訂正日を記入^②する。
- 訂正通知書がある場合は、これに処理済の旨および処理日を記入^①する。

訂正通知書は、後記4.「証票等の整理保管」(委206ページの(1))～

① 1. (参考) 送金案内の訂正関係書類の流れー仕向店が他行店舗の場合ー



2. 【訂正通知の記載例および処理済の旨等の記入例】ー仕向店が他行店舗の場合ー

宛先符号・通過番号				
取扱日 20031226	通信種目 コード 8102	付加 コード 000	受信銀行・店 ショウトウキョウ	自由欄
金額	発信銀行・店 ハイセイ ホンテン			自由欄
銀行間手数料	番号	E D I 情報		自由欄
受取人 カキ テ化イコウ				
依頼人 トウテン 12-08 コクウ 1955 ¥178,000.				
備 考 ウケトリニン アオキ シロウ 15.12.26 ← 处理済				
セイトウ ウケトリニン アオキ シロウ				
発信番号	照会番号		センター処理時分ー処理番号	

・処理済の旨、
処理日

② 【送金案内の書類の訂正方法および訂正の旨等の記入例】

ー仕向店が他行店舗で受取人名を訂正する場合ー

宛先符号・通過番号				
取扱日 20031209	通信種目 コード 2154	付加 コード 000	受信銀行・店 ショウトウキョウ	自由欄
金額 000000000178000	発信銀行・店 ハイセイ ホンテン			自由欄
銀行間手数料	番号 1955	E D I 情報		自由欄
受取人 アオキ (シロウ) ← 訂正				
依頼人 15.12.26 ← 訂正済の旨、 訂正日				
備 考				
備 考				
発信番号	照会番号		センター処理時分ー処理番号	

・訂正方法

・訂正済の旨、
訂正日

4. 証票等の整理保管

(1) 整理方法、保管期間

- 証票等は、適宜取まとめて次の期間保管^①する。

国庫金送金通知書………10年

その他……………適 宜

(2) 保管方法

- 証票等は、自行所定の保管台帳等に記入^②し、自店^③に保管する。
- 保管期間が満了したものは、保管台帳等に廃棄日を記入したうえ、廃棄する。

- ① 保管期間の起算は、自行所定の方法による。
- ② 保管期間が適宜のものは、保管台帳等に記入しなくてもよい。
- ③ 証票等を自店以外の店舗等において保管する場合は、文書保管票等に記入したうえ、自行庫等で定めた保管場所に保管する。

別表1.

国庫金送金通知書の受取人が地方公共団体、地方公営企業等となっている場合の受領権利者

区分	受領権利者	備考
地方公共団体 (都道府県、市町村、特別区)	指定金融機関等が設置されている場合 原則として指定金融機関 〔指定代理、収納代理金融機関を含む〕	「指定金融機関」等の資格の記載を受ける。 「収納代理金融機関」に支払う場合は、受領権限があることを確かめる。
	指定金融機関等が設置されていない場合 会計管理者 〔会計管理者職務代理者を含む〕	会計管理者職務代理者に支払う場合は、市町村長等の証明書の提出を受ける。
地方公営企業 (注) 病院等については、その地方公共団体の条例等により公営企業法の適用を受けているもの	出納取扱金融機関(収納取扱金融機関を含む) 受領権限のある企業出納員 管理者 その公営企業の所属する地方公共団体の長 病院等の場合は、上記のほか病院等の所属する地方公共団体の受領権限のある会計管理者	「出納取扱金融機関」等の資格の記載を受ける。 会計規則(写)等により受領権限があることを確かめる。 管理者が置かれていない場合に限る。 病院等の場合は、上記のほか病院等の所属する地方公共団体の受領権限のある会計管理者
組合	組合規約により受領権限がある(管理者、収入役等)	

別表2.

国庫金送金通知書の受取人が会社等となっている場合の受領権利者

区分	受領権利者	
	代表者	その他受領権限があると認められる者
株式会社	代表取締役	(1) 社長、副社長、専務取締役または常務取締役等会社法第354条の表見代表取締役 (2) 支配人、本店営業部長または支店長等会社法第13条の表見支配人 (3) 出張所または営業所あてのもので取引先等の関係により受領権限があると認められる場合は、出張所長または営業所長
有限公司	代表取締役 ただし、代表取締役の定めがないものは取締役	同上
合名会社	代表社員 ただし、代表社員の定めがないものは業務執行社員	支配人、本店営業部長または支店長等会社法第13条の表見支配人
合資会社	同上	同上
合同会社	同上	同上
会社更生法による会社	管財人	
社団法人	理事	
財団法人	同上	
社会福祉法人	同上	
学校法人	同上	
医療法人	同上	
宗教法人	代表役員	
国民健康保険組合、 国民健康保険団体連合会	理事	

区分	受領権利者	
	代表者	その他受領権限があると認められる者
森林組合および同連合会	理事	
消費生活共同組合 および同連合会	同上	
農業共済組合 および同連合会	同上	
中小企業等協同組合法に基づく組合および連合会	代表理事	組合長、連合会長等中小企業等協同組合法第36条の8の表見代表者および参事
農業協同組合法に基づく組合および連合会	理事	参考事
水産業協同組合法に基づく組合および連合会	同上	同上
清算中の会社、社団 (財団) 法人または組合	清算人	
公 庫 等		出納役または分任出納役
土 地 改 良 区	理事	

参考

委託国庫送金事務取扱手続の参考書式

参考書式第1号、第2号（略）

参考書式第3号

国庫金送金案内書	
通知書日付 令和 年 月 日	
払渡店名	銀行 店 郵便局
(受取人 住所 氏名)	
(注意) 支払の際は、本人確認をして下さい。	
(日付)	
銀行 (店所属) 店 郵便局	
金額	
番号	
備考	
(日付)	

参考書式第4号～第11号（略）

参考書式第12号(1)

(表 面)

国 庫 金 送 金 通 知 書																								
右の金額を次の金融機関でお受け取り下さい。	令和 年 月 日発行																							
<table border="1"> <tr> <td>銀行 店</td> <td colspan="2">(官署の所在地及び官署名)</td> </tr> <tr> <td>郵便局</td> <td colspan="2">(資格 官職 氏名)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事由</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td>(日付)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(受取人 住所 氏名)</td> </tr> </table>		銀行 店	(官署の所在地及び官署名)		郵便局	(資格 官職 氏名)		<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事由</td> <td></td> </tr> </table>			金額		事由		<table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>		番号		備考		(日付)	(受取人 住所 氏名)		
銀行 店	(官署の所在地及び官署名)																							
郵便局	(資格 官職 氏名)																							
<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事由</td> <td></td> </tr> </table>			金額		事由																			
金額																								
事由																								
<table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>		番号		備考		(日付)																		
番号																								
備考																								
(受取人 住所 氏名)																								

| (裏面につづく) 裏面の領収証にご記入のうえ窓口へお出し下さい。 | | |

(裏 面)

<p><u>領 収 証</u></p> <p>表記の金額を受領しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <table border="1"> <tr> <td>收 入</td> </tr> <tr> <td>印 紙</td> </tr> <tr> <td>要・不要</td> </tr> </table>	收 入	印 紙	要・不要	<p><u>委 任 状</u></p> <p>表記の金額の受領方を</p> <p>に委任</p> <p>しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p>	<p>(表面よりつづく)</p> <p>3 この通知書により送金金額を受け取る者は、印鑑証明書、身分証明書又は預貯金通帳等正當な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参するようにして下さい。</p> <p>4 受取人は、領収証欄に日付、住所及び氏名を記入して下さい。ただし、公務員が公金を受領する場合にあつては、官庁名又は公共団体等の名称及び官職名を記入し、記名して下さい。</p> <p>5 受取人が代理人に現金支払いの請求をさせようとするときは、受取人が委任状欄に相当の事項を記入し、署名するか又は別に委任状を差し出して下さい。この場合には、代理人は領収証欄に代理人であることを付記し、記名して下さい。</p> <p>6 印紙税法の規定により、印紙税を納めることとなっている場合には、所定の額に相当する収入印紙をはり、消して下さい。</p> <p>7 この通知書の発行の日から1年を過ぎますと表記の銀行又は郵便局では支払いを受けられません(その場合は発行官署にお申し出下さい)。</p> <p>8 この通知書の発行の日から支払いの準備が整うまで、土、日曜日及び祝祭日を除き4・5日程度要することがありますのであらかじめご了承下さい。</p>
收 入					
印 紙					
要・不要					

用紙寸法 縦11cm、横21cm

参考書式第12号(2)

国庫金送金通知書

年 月 日発行

下記の金額を次の金融機関でお受け取り下さい。

(官署の所在地、及び官署名)

歳入歳出外現金出納官吏、特別調達資金会計官、
分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令
官又は特別調達資金出納官吏

官職

番 号	
払 渡 店 名	
受 取 人 住 所	
受 取 人 氏 名	
金 額	円
領 収 証 の 取 入 印 紙	要・不要
支 払 事 由	

日付

(注意事項)

- この通知書の受領後、盜難等のためこの通知書により、第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は貴殿に対しお支払できないことになりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管して下さい。
なお、この通知書についてのお問合せは、取扱官署にお申出下さい。
- この通知書を亡失したときは、直ちに上記の銀行又は郵便局に支払の停止を請求して下さい。この場合、その支払がまだなされていないときは、上記金融機関を経由して発行官署へ届け出で下さい。
- この通知書により、送金金額を受け取る者は、印鑑証明書、身分証明書又は預貯金通帳等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参するようにして下さい。
- 受取人は、領収証欄に日付、住所及び氏名を記入して下さい。ただし、公務員が公金を受領する場合にあっては、官庁名又は公共団体等の名称及び官職名を記入し、記名して下さい。
- 受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、受取人が委任状欄に相当の事項を記入し、署名するか又は別に委任状を差し出して下さい。この場合には、代理人は領収証欄に代理人であることを付記し、記名して下さい。
- 印紙税法の規定により、印紙税を納めることとなっている場合には、所定の額に相当する収入印紙を貼り、消して下さい。
- この通知書の発行の日から1年を過ぎますと上記の銀行又は郵便局での支払を受けられません。
(その場合は取扱官署にお申出下さい。)
- この通知書の発行の日から支払の準備が整うまで、土、日曜日及び祝祭日を除き4・5日程度要する事がありますのであらかじめご了承下さい。

○下記の領収証にご記入のうえ窓口にお出し下さい

領 収 証 上記の金額を受領しました。 年 月 日	委 任 状 上記の金額の受領を に 委任しました。 年 月 日
住所	住所
氏名	氏名
収入 印紙	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 領収証の収入印紙欄は、要・不要いずれかの不要文字を抹消するものとする。
- この通知書は電子情報処理組織を使用して作成するものとする。